

## 約款 新旧対照表

### 『基本約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第5章 第23条	第23条（提供の中断） 1.（略） 2. 当社は、前項に基づき本サービスを中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。 3～4.（略）	第23条（提供の中断） 1.（略） 2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中断する場合には、各利用者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。 3～4.（略） 5. 当社が第1項に基づき本サービスの提供を中断した場合であっても、利用者は、当該中断期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。	・文意を明確にいたします。 ・第24条と表現を統一し、中断期間は利用料金の支払を必要とすることを明示いたします。
第24条	第24条（提供の一時停止等） 1.（略） 2. 当社は、本サービスの一時停止または本サービスの利用の制限をする場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。	第24条（提供の一時停止等） 1.（略） 2. 当社は、本サービスの提供の一時停止または利用の制限をする場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。 3. 当社が第1項に基づき本サービスの提供の一時停止または利用の制限をした場合であっても、利用者は、当該一時停止または利用制限期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。	・文意を明確にいたします。 ・一時停止または利用制限期間は、サービス再開可能な状態を維持していることから、利用料金の支払を必要とする変更をおこないません。
第6章 第29条	第29条（契約期間、解約および自動更新） 1～3.（略） 4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し通知することにより、通知の行われた月の末日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用者が通知の行われた月の翌月以降の料金の全部または一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって解約となります。また、この場合であっても、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が月額利用料金をすでに支払っている場合は、通知の行われた月の末日をもって解約とし、当該本サービスの月額料金に契約開始から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。	第29条（契約期間、解約および自動更新） 1～3.（略） 4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、利用者は、契約期間内であっても、第15条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し通知することにより、通知の行われた月の末日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用者が通知の行われた月の翌月以降の料金の全部または一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって解約となります。また、この場合であっても、個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます）の利用者が月額利用料金をすでに支払っている場合は、通知の行われた月の末日をもって解約とし、当該本サービスの月額料金に契約開始または最終の契約更新のいずれか遅い方から解約までの期間の月数を乗じた額および当社所定の手数料を差し引いた金額を返金するものとします。	・文意を明確にいたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成29年3月15日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年8月1日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、平成29年8月1日から適用された基本約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成30年2月28日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。